

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則(1)	2
---	---

◎訓 令

江東区役所出張所処務規程の一部改正(1)	2
江東区役所豊洲特別出張所処務規程の一部改正(2)	2

◎告 示

保管自転車処分について（令和 4 年 1 2 月下期）(7)	4
行旅死亡人の告示について(8)	4
都市公園の休園について(11)	4
保管自転車処分について（令和 5 年 1 月上期）(13)	6
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(16)	6
開発行為に関する工事の完了公告(21)	6
江東区塩浜福祉会館及び江東区塩浜児童館の休館について(23)	6
都市公園の区域及び面積の変更について(25)	6
建築基準法第 4 2 条 1 項 5 号の規定に基づく道路位置の指定について(26)	8
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(28)	8
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(29)	8

◎告 示（教）

江東区無形文化財の指定解除について(1)	9
令和 5 年第 1 回江東区教育委員会定例会の招集(2)	9
令和 5 年第 2 回江東区教育委員会定例会の招集(3)	9

◎告 示（選）

江東区の選挙人名簿抄本の閲覧状況(1)	10
江東区の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況(2)	10

規

則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月13日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第1号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則(昭和60年11月江東区規則第47号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号ア中「1箇月」を「1か月」に、「2箇月」を「2か月」に改め、同号イ中「2箇月」を「2か月」に、「3箇月」を「3か月」に改める。

別表江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場の項中

「

自転車 原動機付自転車

」

を
「

自転車 原動機付自転車 自動二輪車(総排気量が125cc以下のものに限り。)
--

」

に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、別記第7号様式及び別記第8号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓

令

◎江東区訓令甲第1号

庁 中 一 般
出 張 所

江東区役所出張所事務規程(昭和40年4月江東区訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

令和5年1月20日

江東区長 山崎孝明

第1条第7号中「及び」を「並びに個人の」に改め、「印鑑登録証」の次に「及び印鑑登録証明書」を加え、同条第12号中「国民年金」の次に「制度」を加え、同条第13号中「介護保険」の次に「制度」を加え、同条第14号中「後期高齢者医療」の次に「制度」を加え、同条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条第25号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第24号とする。

第2条第2項中「区民部長」を「区民課長」に改める。

第4条第1項及び第2項中「区民部長」を「区民課長」に改め、同条第4項中「所長」を「前3項の規定にかかわらず、所長」に改め、「前3項の規定にかかわらず、区民部」を削る。

第5条第1項第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第7条第2項中「前項に掲げる」を「前項の」に改める。

第8条中「区民部長」を「区民課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定、第4条第1項及び第2項の改正規定並びに第8条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

◎江東区訓令甲第2号

庁 中 一 般
出 張 所

江東区役所豊洲特別出張所事務規程(平成27年9月江東区訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

令和5年1月20日

江東区長 山崎孝明

第3条の表住民係の項中

「5 住民基本台帳に係る届出に基づく諸証明に関する事
に改める。

第 5 条第 3 項中「前 2 項」の次に「に掲げる職員」を加える。

- 6 戸籍の記録事項証明等の交付に関する事。
- 7 個人の印鑑登録の受付及び印鑑登録証の交付に関する事。
- 8 個人番号の指定及び通知に関する事。
- 9 個人番号カードの交付等に関する事。
- 10 住居表示の証明書の交付に関する事。
- 11 国民健康保険諸届出の受付、被保険者証の交付及び保険料等の収納に関する事。
- 12 国民年金諸届出の受付に関する事。
- 13 介護保険諸届出の受付及び保険料等の収納に関する事。
- 14 後期高齢者医療保険諸届出の受付及び保険料等の収納に関する事。
- 15 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する事。
- 16 転入学通知書の交付（補助執行）に関する事。
- 17 畜犬登録の受付及び鑑札の交付に関する事。
- 18 端末機に係る利用管理等に関する事。
- 19 特別区民税及び個人の都民税並びに軽自動車税の収納及び証明に関する事。
- 20 有料ごみ処理券の販売に関する事。」

を

- 「5 住民基本台帳に基づく諸証明に関する事。
- 6 戸籍の記録事項証明等の交付に関する事。
- 7 個人の印鑑登録の受付並びに個人の印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付に関する事。
- 8 個人番号の指定及び通知に関する事。
- 9 個人番号カードの交付等に関する事。
- 10 住居表示の証明書の交付に関する事。
- 11 国民健康保険諸届出の受付、被保険者証の交付及び保険料等の収納に関する事。
- 12 国民年金制度諸届出の受付に関する事。
- 13 介護保険制度諸届出の受付及び保険料等の収納に関する事。
- 14 後期高齢者医療制度諸届出の受付及び保険料等の収納に関する事。
- 15 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する事。
- 16 転入学通知書の交付（補助執行）に関する事。
- 17 端末機に係る利用管理等に関する事。
- 18 特別区民税及び個人の都民税並びに軽自動車税の収納及び証明に関する事。
- 19 有料ごみ処理券の販売に関する事。」

告 示

◎江東区告示第 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 5 年 1 月 10 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

- | | |
|--------|---|
| 2 休園箇所 | 別図のとおり |
| 3 休園期間 | 令和 5 年 1 月 18 日から工事完了まで |
| 4 休園理由 | 東京都江東治水事務所による「扇橋閘門耐震補強工事に伴う場内整備工事」施工のため |

◎江東区告示第 8 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 4 年 1 月 18 日午前 10 時過ぎ、江東区木場 3 丁目 9 番江東区立木場親水公園内要橋下で死亡しているところを発見されました。遺体は朝鮮国籍で遺族が知れないため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和 5 年 1 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- | | | |
|-------|----|-------------------------|
| 1 死亡人 | 本籍 | 朝鮮 |
| | 住所 | 不詳 |
| | 氏名 | 任 義男（通称名 豊川義男） |
| | 年齢 | 昭和 19 年 10 月 28 日生 76 歳 |
| | 性別 | 男性 |

◎江東区告示第 11 号

江東区立都市公園条例施行規則（昭和 52 年 6 月江東区規則第 24 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記の公園を休園する。

令和 5 年 1 月 16 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 休園する公園

名称	位置
江東区立扇橋河川公園	江東区猿江一丁目 5 番 18 号

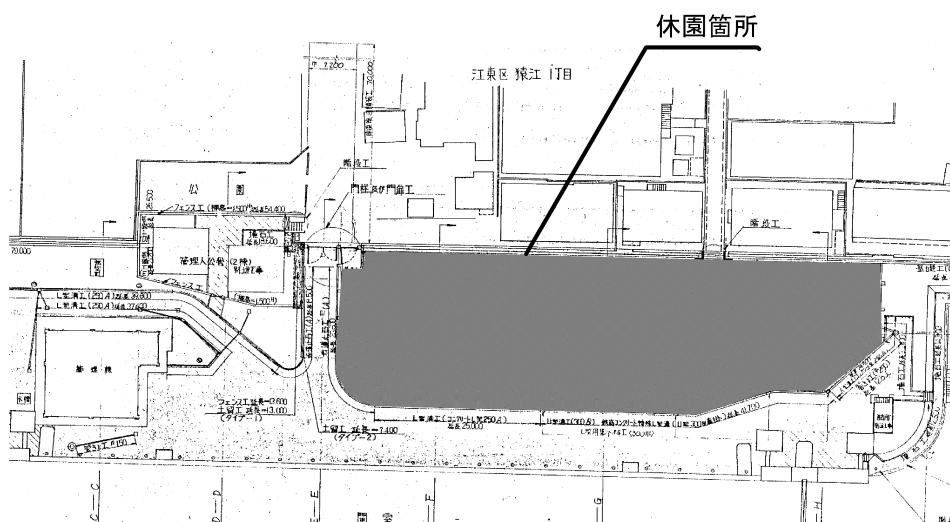
[別図]

名 称 江東区立扇橋河川公園
 位 置 江東区猿江一丁目5番18号
 公 園 面 積 1,652.44平方メートル
 休 園 面 積 1,652.44平方メートル

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 1 3 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 5 年 1 月 1 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 6 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 1 8 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

施設名	設置者	所在地	確認年月日	施設等の種類
A L E X イン ターナ ショナル スクール	株式会社 コア ール	江東区 有明三 丁目 6 番 1 1 号 T F T ビル 東館	令和 4 年 6 月 6 日	認 可 外 保 育 施 設

◎江東区告示第 2 1 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和 5 年 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区北砂一丁目 2 2 9 番 3、 同番 2 6
----------------------------------	-------------------------------

2 許可を受け た者の住 所・氏名	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順
-------------------------	---

◎江東区告示第 2 3 号

江東区福祉会館条例（昭和 4 4 年 3 月条例第 1 2 号）第 6 条第 3 項及び江東区児童館条例（昭和 4 4 年 3 月江東区条例第 1 3 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

令和 5 年 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 休館する施設

名称	位置
江東区塩浜福祉会館	江東区塩浜 2 - 5 - 2 0
江東区塩浜児童館	同上

2 休館期間

令和 5 年 3 月 1 8 日から令和 6 年 6 月 3 0 日
(予定)

3 休館理由

塩浜福祉プラザ改修工事のため

◎江東区告示第 2 5 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以下の公園の区域及び面積を令和 5 年 1 月 2 5 日から変更する。

令和 5 年 1 月 2 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

1 区域及び面積を変更する公園

名称	位置
江東区立五間堀公園	江東区森下二丁目 3 0 番 7 号

2 区域及び面積

別図のとおり

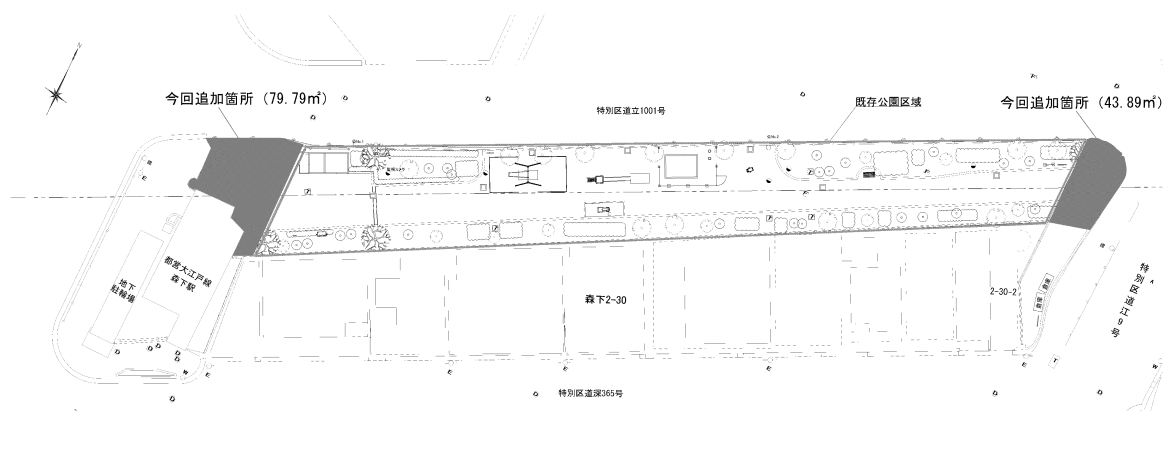
[別図]

名 称 江東区立五間堀公園
 位 置 江東区森下二丁目30番7号
 公 園 面 積 986.39㎡
 (旧面積 862.71+79.79+43.89=986.39㎡)

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 26 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 25 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和 5 年 1 月 25 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東砂六丁目 127 番 9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
幅員 4.01m 延長 26.78m

- 1 介護保険事業所番号
1271207498
- 2 事業所の名称及び所在地
リハビリデイサービス nagomi 松戸五香店
千葉県松戸市常盤平 6 - 28 - 8
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社大地
千葉県松戸市栗ヶ沢 777 - 14
代表取締役 齋藤 哲也
- 4 廃止年月日
令和 4 年 12 月 31 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 28 号

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 31 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1271205948
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスさぼてんの花
千葉県松戸市高柳新田 201 - 32
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ドムス
千葉県松戸市高柳新田 201 - 32
代表取締役 吉野 妙子
- 4 廃止年月日
令和 4 年 10 月 31 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 29 号

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 31 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第1号

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第11条の規定に基づき、下記について江東区指定無形文化財の指定及び保持者認定を解除する。

令和5年1月10日

江東区教育委員会委員会
記

- 1 指定及び保持者認定の解除
無形文化財（工芸芸術）
（1）相撲呼出し裁着袴製作
江東区新大橋3
富永 皓 死亡のため
（令和4年9月16日没）

◎江東区教育委員会告示第2号

下記により、令和5年第1回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和5年1月24日

江東区教育委員会委員会
教育長 本多 健一郎
記

- 1 日時 令和5年1月27日（金）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 報告事項
（1）令和4年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者の決定について ほか

◎江東区教育委員会告示第3号

下記により、令和5年第2回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和5年2月3日

江東区教育委員会委員会
教育長 本多 健一郎
記

- 1 日時 令和5年2月6日（月）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 議題
日程第1 議案第4号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第7号）に関する意見聴取

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第2 | 議案第2号 | 令和5年度江東区一般会計予算に関する意見聴取 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見聴取 |

4 報告事項

- （1）小名木川小学校改築計画（案） ほか

5 協議事項

- （1）東雲図書館の大規模改修工事に伴う臨時休館について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 号

令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 1 2 月 2 8 日までの期間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 3 条の 4 の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 6 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 号

令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 1 2 月 2 8 日までの期間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 2 の規定により準用する同法第 2 8 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 3 条の 4 の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 6 日

江東区選挙管理委員会

在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。